

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	放置自転車管理システム	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設局総務部管理課自転車対策担当	
個人情報ファイルの利用目的	自転車保管所における自転車等の返還申請に係る事務及び撤去した自転車等の防犯登録に係る照会事務のため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 電話番号、FAX番号 4. 防犯登録番号	
記録範囲	撤去した自転車等の所有者及び返還申請者	
記録情報の収集方法	自転車保管所において作成する撤去自転車等の保管・返還に係る記録、返還申請者からの申請及び防犯登録照会により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課 (情報公開グループ) (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	